いじめ防止基本方針

御所市立葛城小学校

1. 基本認識

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取り組みを行うことが必要である。

(1) 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものである。(いじめ防止対策推進基本法 第2条)

(2) 学校および学校の教職員の責務

学校および学校の教職員は、基本理念にのっとり、本校に在籍する児童等の保護者、関係諸機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する児童がいじめをうけていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。また、学校HPへ掲載や保護者への説明など、学校いじめ防止基本方針内容を確認できる措置をとる。

2, 未然防止の取り組み

(1)児童理解に徹する

- ① 家庭訪問を積極的に行い、子どもの思い、親の願いをしっかりと把握する。
- ② 子どもの言動に耳を傾ける。
- ③ 生活アンケートを分析し、事後指導で効果的に活用する。
- ④ 子どもに関する情報を共有化する。(生活アンケートの活用等)
- ⑤ 子どもとの信頼関係を築く。
- ⑥ PTA, 地域の方々とも積極的に連携し、多くの目で子どもを見守る。

(2)楽しい学校づくり

- ① すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・ 活躍できる学校づくりをすすめていく。
- ② 授業のなかでお互いを認め合える人間関係・学級文化を児童自らがつくりだしていけるよう、教師と子ど も、子ども同士の絆づくりに努める。

(3)心の育成

① 授業づくり

すべての児童が授業に参加できる「わかる授業」の創造に努めると共に、授業がストレスと感じることのない雰囲気をつくる。また、自尊感情の醸成のために体験の積み上げを行っていくとともに主体的・対話的で深い学びを大切にした授業、コミュニケーション力を高めるためのソーシャルスキルトレーニング等も効果的に取り入れる。

② 道徳教育の充実

命の大切さや思いやりの心について考えあい、集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し、助け 合う態度を身につけるために、各学年で発達段階に応じた、道徳の授業を行う。

3,早期発見・早期解決の糸口

湯田	場面		
登下校時	・登校を渋る ・他の子の荷物をもっている ・持ち物や衣服が汚れている ・表情が冴えない		
授業中 ・冷やかされる ・授業を抜け出す ・おどおどした態度をとる ・ボーッとする 休み時間 ・一人で過ごすことが増える ・よく教室外に出て行く ・よく職員室や保健室に行く ・他学年の児童と過ごす ・食事量が減る(食べない) ・一人で昼食を食べる ・自教室で昼食を食べない ・一緒に食べる友達が変わる			
		・靴や持ち物がなくなる ・持ち物に落書きをされたり、壊されたりす ・教科書等が破れている ・頻繁にお金を持ち出す	
		身体の変化	・食欲がなくなる ・顔や身体にあざがある ・腹痛、頭痛、下痢等の症状が現れる
	教職員が「大丈夫」と即断はしない。		

けんかやふざけあいと見えるものの中にもいじめがあると考え、積極的ないじめの認知にあたる。

指導について

- ①【事実確認】当事者に対して個別に経緯や思いを確認する。(いつ、どんな、誰が?)
 - ・担任を含め複数の教員で対応する。
 - ・当事者を同席させて個別に確認したことを突き合わせる。
 - ・必ず記録を取る。
- ②【指 導】事象の解決にむけた助言・注意・指導を適切に行う。(児童の意思を尊重する。)
 - ・当事者の納得と了解を促すような手段で進め、高圧的、一方的な解消の仕方はしない。
 - ・指導後は学校全体、学級全体の課題として考えられるように事象について話し合いをもち教訓化する。
- ③【連 絡】事象についての〔事実確認〕と〔指導〕について保護者に連絡する。
 - ・電話連絡で済まさず家庭訪問を行う。
 - ・必要に応じて保護者会を開き、他の保護者の理解や協力を求める。
- ④【報告】事象の発生を確認したときから職員会議などを通じて全職員への報告を行うともに、解決に向けた対応の協力体制を組む。
- ⑤【連 携】スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携し、善後策や心のケア等について共通 理解を図る。

4. いじめ解消に向けて

- ・いじめ解消の定義
 - ・原則的に3ヶ月間を目安に、
 - ①被害児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が継続している。
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていない。

の2つの条件が満たされている。

- ・被害児童本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうか、継続的に面談等を通して確認を行う。
- ・事後対応について
 - ・解消したとみられる場合でも、場合によっては、医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、被害児童・加害児童における心のケア、及び支援を行っていく。
 - ・事象については被害者の意思を尊重し、慎重に取り扱う。
 - ・状況の記録を振り返り、どのような対応が有効であったか、効果的でなかったかをまとめる。
 - ・いじめは学校全体の問題として、学校内で共有する。

5, SNS 等、インターネット上のいじめへの対応

- ・急速に進んでいるネット上のいじめに対応するために、最新の動向を把握し、情報リテラシーに関する指導力の向上に努める。また、「ネットいじめ」の現状や危険性について周知し、いじめを受けた児童生徒の安全確保や保護者の支援、いじめを行った児童生徒に対する指導、その保護者に対する助言などを行う。
- ・児童に対する情報モラル・リテラシーに関する指導を強化していく。
- ・未然防止のため、情報リテラシーに関する情報を保護者に伝えるなど、家庭との連携を図る。
- ・早期発見、対応のためにアンケートにネットいじめの内容を加味するとともに、家庭での気づきを収集する工夫を行う。

6,校内組織について

- 【名 称】「いじめ対策委員会」を設置
- 【構成】校長、教頭、生指主任、教務主任、児童生徒支援教員、各担任
- 【運 営】 当該担任やその他の教職員、児童、保護者等の相談、通報により生指部長が招集し、運営を行う。
- 【役割】・早期発見、いじめの防止に関する取組(生活アンケートの実施、いじめであるか否かの判断等)
 - ・いじめ事象に対する対応(重大事案に対する調査、解決に向けた指導・支援体制の組織等)
 - ・教職員への共通理解と意識啓発(「学校いじめ防止基本方針」の周知、研修会の実施等)

7. 重大事態への対応

(1)重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めると き。
 - ※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。 例えば、次のような場合である。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき。
 - ※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
 - ・児童又は保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申出があったときには、その時点で学校か「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2)重大事態への対処

- ・学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。学校が調査の主体となる場合、校内組織の「いじめ対策委員会」を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。
- ・学校は事実にしっかりと向き合い、市の「いじめ防止対策会議」等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・調査を行う場合には、被害児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行い、改めて事実関係を把握し再発防止に努める。この際、被害児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を行う。

- ・調査による事実関係の確認とともに、加害児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習等の支援を行う。
- ・学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に対応する。

8,いじめ防止における教育計画

月	内容	領域等
4	「いじめ防止基本方針」の確認 学級集団づくり 家庭訪問 授業参観	特別活動·道徳科 学校行事
5	春の全校遠足	特別活動·総合·道徳科 学校行事
6	生活アンケート(いじめ問題を含む)の実施及び考察 授業参観・懇談	特別活動·総合·道徳科 学校行事
7	野外活動5年生・人権集会	特別活動·総合·道徳科
9	運動会	学校行事·特別活動·体育科 総合·道徳科
10	秋の社会見学 修学旅行6年生	特別活動·総合·道徳科 総合·社会科
11	人権集会 授業参観・懇談 マラソン大会	特別活動·総合·道徳科 学校行事·特別活動·総合·道徳科 学校行事·特別活動·体育科
12	生活アンケート(いじめ問題を含む)の実施及び考察 入学説明会 個人懇談	学校行事 ※県 教職員向け研修会
1	授業参観·懇談	学校行事
2	人権集会	特別活動·総合·道徳科
3	総括	特別活動·総合·道徳科

9, 関係機関連絡先

御所市教育委員会 62-3001 62-1638(夜間)

御所市人権センター65-2210御所市青少年センター67-1896御所市子ども家庭相談センター62-4512高田警察御所分庁舎

奈良県教育委員会生徒指導支援室 0742-27-5435

高田こども家庭相談センター 22-6079